

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20180801	三之丸通商株式会社 法人番号(8120001049703) 代表者畑山忠相	大阪府茨木市宮島2丁目5-1	岡山営業所	岡山県津山市福田1372-1	輸送施設の使用停止(70日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び第4項	情報提供を端緒として、平成29年10月20日に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(2)健康状態の把握義務違反(安全規則第3条第6項)(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(5)点呼の記録の不実記載(安全規則第7条第5項)(6)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)	7	7
20180807	西部運輸株式会社 法人番号(1240001031060) 代表者田口哲士	広島県福山市箕沖町105-17	広島支店	広島県廿日市市宮内工業団地1-1	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び第4項	死亡事故を惹起したことを端緒として、平成30年2月1日及び同年2月22日に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(3)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)(4)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)	18	1

20180808	日光陸運株式会社 法人番号(9240001008464) 代表者實光聖司	広島県広島市安佐南区八木1-13-11	勝木営業所	広島県広島市安佐北区可部町勝木2182	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び第4項	死亡事故を惹起したことを端緒として、平成30年6月6日及び同年6月14日に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(4)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0
20180828	有限会社フォーユー 法人番号(2240002031331) 代表者奥田耕一	広島県安芸高田市甲田町高田原1677-15	三次営業所	広島県三次市青河町601	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び第4項	情報提供を端緒として、平成30年2月19日、同年3月5日及び同年5月2日に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(4)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)(5)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)(6)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)	4	4
20180829	岡山スイキョウ株式会社 法人番号(3260001001076) 代表者片山順二	岡山県岡山市南区泉田371-1	瀬戸内物流センター	岡山県瀬戸内市長船町土師168-1	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び第4項	死亡事故を惹起したことを端緒として、平成29年11月20日、同年12月21日及び平成30年1月16日に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(3)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)(4)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)	0	0